

老人福祉法に基づく被措置者の本人負担額の誤徴収について

老人福祉法に基づき養護老人ホームへ入所措置を行った被措置者の費用徴収基準月額（以下「徴収金」という。）について、福祉総合情報システム（以下「システム」という。）の入力を誤り、合計 11 名から誤った金額を徴収していたことが判明しました。11 名のうち、過徴収は 8 名から計 374,923 円、徴収不足は 3 名から計 424,800 円です。

今後、過徴収があった方については、状況を説明の上、お詫びするとともに、速やかに本来徴収すべきであった金額との差額分の返還手続きを進めてまいります。徴収不足の方については、国の通知に基づき、差額分の追加徴収は行わないこととします。

1 制度概要

65 歳以上の高齢者に対し、老人福祉法に基づき環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者について、職権等により、養護老人ホームへ入所措置を行っております。入所措置を行った場合、健康福祉局から措置に要する費用を施設へ支払い、措置にかかる本人負担額については、川崎市老人福祉法施行細則に基づき各区役所において、算定基礎となる収入額（以下「対象収入」という。）を調査の上、対象収入に応じた徴収金を決定し、入所者から徴収しております。

なお、複数年に渡って入所を継続する方からの徴収にあたっては、毎年、入所者本人から 6 月に提出される収入申告書を各区役所で審査し、7 月分から翌年 6 月分までの徴収金を 7 月に決定します。

2 経過等

- | | |
|-----------------|---|
| 令和 7 年 7 月 8 日 | 多摩区役所高齢・障害課宛てに入所施設から、令和 7 年度の徴収金算定に係る対象収入に関する相談の電話があったため、被措置者の状況を確認していたところ、令和 6 年度の徴収金を正当な額より多く徴収していたことが判明した。 |
| 令和 7 年 7 月 10 日 | 多摩区役所高齢・障害課において、時効期間を踏まえ、※過去 5 年間の被措置者について調査したところ、他 5 名についても、誤徴収があったことを確認し、健康福祉局高齢者事業推進課へ概要を報告した。 |
| 令和 7 年 7 月 14 日 | 健康福祉局高齢者事業推進課において、多摩区役所高齢・障害課から誤徴収の詳細の報告を受け、同様の事案がないか各区役所へ調査を依頼した。 |
| 令和 7 年 7 月 22 日 | 各区役所において、過去 5 年間の被措置者について調査したところ、令和 2 年 7 月分から令和 7 年 6 月分までの期間において、全市で 11 名の誤徴収があったことを確認した。 |

※5 年以上前については、公文書の保存期間が過ぎているため関連文書は廃棄されており、時効により債権が消滅していることから過徴収や徴収不足の確認はできません。

3 原因

徴収金の算定については、システムを使用して徴収額の階層区分を計算する運用としております。手順としては、システムに対象収入を入力後、「計算ボタン」を押下する必要がありますが、その操作を失念しておりました。「計算ボタン」が押されない場合は、その前に計算された階層区分が適用される設定になっていることから、誤った階層区分が適用されることになり、その後の確認作業においても、誤りに気付けなかったことが、誤徴収の原因です。

4 誤徴収の状況（令和2年7月分～令和7年6月分）

担当区	人数	過徴収額	徴収不足額
幸区役所	2人	－	400,800円
高津区役所	2人	24,000円	－
多摩区役所	1人	－	24,000円
	5人	320,400円	－
麻生区役所	1人	30,523円	－
合計	11人	374,923円	424,800円

※1人当たり過徴収最高額：80,400円、1人当たり徴収不足最高額：280,800円

5 今後の対応

過徴収があった方については、速やかに本来徴収すべきであった金額との差額分の返還手続きを進めます。また、徴収不足の方については、国の通知により、「誤認を発見した日の属する月の翌月初日をもって徴収額の変更を行う」取扱いが示されていることから、差額分の追加徴収は行わないこととします。

6 再発防止策

- （1）システム操作のマニュアルに沿って、入力及び確認作業を適切に行うことを周知徹底するとともに、同様のミスが起きないようにマニュアルの見直しを行います。
- （2）収入額等の入力を行った際に、「計算ボタン」が押下されていない場合には、エラーメッセージが表示されるようにシステム改修することなどを検討します。

（問合せ先）

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 菊川
電話番号 044-200-2647